

北陸エリア「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業 事務局業務委託仕様書

1 趣旨

人口が減少し、少子高齢化が進む中、交流人口・関係人口の拡大は地域の活力の維持・発展に不可欠である。ポストコロナにおいても、観光を通じた国内外との交流人口拡大の重要性に変わりはなく、観光は今後とも成長戦略の柱、地域活性化の切り札である。

いわゆる高付加価値旅行者の誘致による経済効果は極めて高く、旺盛な旅行消費を通じて、地域の観光産業のみならず、多様な産業にも経済波及し、地域経済の活性化につながる。また、高付加価値旅行者による旺盛な知的好奇心を伴う自然体験・文化消費を通じ、地域の自然、文化、産業等の維持・発展に貢献することに加え、地域の雇用の確保・所得の増加や域内循環が図られ、持続可能な地域の実現や地方創生に寄与することから、今後のインバウンド戦略において高付加価値旅行者の誘致は重要な柱である。

このため「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」では、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」や、令和6年3月に策定した「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」北陸エリア・マスタープランに基づき、海外からの高付加価値旅行者を更に呼び込むとともに、観光業の高付加価値化を推進していくことを目指すものとする。

2 委託業務名

北陸エリア「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業
事務局業務

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 業務内容

- ・令和7年度事業実施計画（別添1）に定める全ての事業について、事務局として、個別具体的な事業計画の策定、進捗管理、結果の取りまとめ及び実績報告などを行うこと
- ・令和7年度事業実施計画（別添1）に定める施策1～9について、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と各施策の進め方について協議を行い、施策ごとに適切な事業委託先を選定し、事業を推進すること。なお、施策1～9について、委託先の選定だけでなく、効果的な手法等について提案を行うなど、より効果的に施策を実施していけるよう努めること
- ・北陸エリアの令和7年度事業実施計画（別添1）に定める全ての事業について、必要経費の支払い業務を行うこと。なお、事業に要した経費については、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局が指定する方法によ

り、同事務局から支払いを受けること

- ・事務局業務を、「令和7年3月 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」（地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業事務局）（事業の手引きは、プロポーザルに参加申込を行った者に対し、個別に示すものとする。）を踏まえ実施すること
- ・事業は「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議のうえ実施すること。また、観光庁及び「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局とも連絡調整を図り、事業を円滑に実施すること。このほか北陸エリア内で高付加価値旅行者の誘客に携わる地域の民間事業者等のニーズや意見も踏まえ、事務局業務に活かし事業を進めていくこと
- ・本事業の関係者が参加する定例会議を毎月開催すること
- ・本業務の実施にあたっては、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」の令和6年度の取組み及び北陸エリアのマスタープラン等を参照のうえ、進めること（各資料は別添のとおり）

5 成果品の納入

委託業務完了時、「令和7年3月 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」に定める事業実施報告書を提出すること（電子媒体1部）

6 その他

- （1）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- （2）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- （3）受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- （4）事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」に帰属するものとする。
- （5）受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- （6）受託内容に疑義が生じた場合は、その都度「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議の上、その指示に従って進めること。